

- イ 電話受付日
令和2年6月30日(火)
- ウ 受付時間
午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)
- (2) 検定申請書の提出
検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、令和2年7月31日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)に提出してください。
- ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所を疎明する書面(住民票の写し等)
- イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)
- ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル

- の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚
- エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状
- (3) 検定手数料
検定手数料(16,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

正 誤

令和2年3月30日付け長野県規則第20号「長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則」中

ページ 7

行(箇所) 10

誤

- 2 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

正

- 2 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

生活排水課